

## 1. ご利用にあたっての留意事項

愛知県よろず支援拠点（以下、当拠点とします。）は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。

また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っていないこと等の理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供出来ない場合があることをあらかじめご留意ください。

### (1) 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人あいち産業振興機構（当拠点の実施機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ・当拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（独立行政法人中小企業基盤整備機構）、公益財団法人あいち産業振興機構が連携・協力して運営している事業です。

- ・お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、上記に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。また、効果的な政策立案や経営支援等のために、経済産業省（外局を含む）の業務委託先に対して、企業情報を匿名化した上で、提供・利活用させていただく場合がございます。なお、実施機関内での情報提供・共有の範囲は本事業を所掌する課室・担当者に限り、利用者へ事前の承諾なく、本事業以外を所掌する課室・担当者への情報提供・共有は行いません。

- ・本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。

- ・今後、当拠点よりメールや電話でのフォローアップ連絡、セミナー等の案内 DM をお送りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- ・当拠点では、金融機関職員向けのトレーニング制度を導入しております。相談日にトレーニーの同席を依頼する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## (2) その他の注意事項

・電話での受付時間は平日 9 時～17 時（12 時～13 時を除く）までとなっております。また、土曜日・日曜日・祝日・年末年始などの休業日における相談予約やセミナー申込あるいはキャンセル連絡は、受付担当が不在となりますので、翌業務日以降の対応となります。

・同一のコーディネーターへの予約は原則的に 1 社 1 枠までとさせていただきます。相談が終わり次第、次回の予約をお取りできます。

・コーディネーターは非常勤ですので、勤務日以外のご対応はいたしかねます。なお、事務局にご連絡をいただきましても、コーディネーターへの連絡は次回出勤日となりますのでご了承ください。

・当拠点では補助金の申請にあたっての書類作成の代行や自社コンテンツ（ホームページ・チラシなど）の制作代行は行っておりません。併せて、自社製品もしくはサービスに関する取引先や金融機関の紹介、事業上で生じたトラブルに対する仲裁等も行っておりませんのでご了承ください。

・当拠点は中小企業・小規模企業（創業予定者を含む）を対象とした経営相談窓口です。上記に該当しない事業規模の企業様からのご相談や経営相談に関連しないご相談には対応いたしかねますのでご了承ください。

・各種コンサルタント業を主業とされる事業者、本業のかたわらコンサルに準ずる業務を請負う事業者、有料・無料にかかわらず既にコンサルタントとの顧問契約を結んでいる事業者による当拠点の経営相談やセミナーの利用はお断りいたします。併せて、契約済みのコンサルタントを相談やセミナーに同席させることはできませんのでご了承ください。

・当拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーターは、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、当拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター・アドバイザー等は一切の責任を負いません。

・利用者は次のいずれかの反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、当拠点の利用をお断りいたします。

①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等

## 2. 利用停止に該当する行為についての方針

当拠点の相談者様が、以下のいずれかに該当する行為を行った場合、また、以下に該当すると当拠点が判断した場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後のご利用をお断りいたします。

既に予約をされた後であった場合、その予約分もご利用をお断りします。

1. 当拠点に対して、虚偽の申請があった場合
2. 個別相談・セミナーの予約を頻繁に（3回程度）キャンセル・変更する場合
3. 個別相談・セミナーの無断キャンセルを頻繁に（3回程度）行う場合
4. 経営相談に関連しない個人的な悩みやトラブルなどの相談等を求める場合
5. 他相談者、コーディネーター、事務局に対して、脅迫的な言動、侮辱的な言動、大声・奇声・暴言・霊的な言動、または暴力を用いる場合
6. 他相談者、コーディネーター、事務局に対して、不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為があった場合
7. 他相談者、コーディネーター、事務局に対して、宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体や政治団体又はその他の団体等への勧誘行為があった場合
8. 他相談者、コーディネーター、事務局に対して、物品・サービス等の営業行為を行った場合
9. 他相談者、コーディネーター、事務局員に対して、電話、訪問、郵送、電子メール、SNS等により、私的な接触を試みる行為があった場合
10. 他相談者、コーディネーター、事務局員に対して、SNS等を用いた直接・間接的な中傷行為を行った場合
11. 暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合
12. 当拠点が提供するセミナーや経営相談に係る著作権、または知的財産権の侵害を行った場合
13. 各種コンサルタント業を主業とされる事業者、本業のかたわらコンサルに準ずる業務を請負う事業者が当拠点の経営相談やセミナーを利用する場合
14. 有料無料にかかわらずコンサルタント契約を結んでいる事業者が経営相談・セミナーにコンサルタントを同席させる場合
15. 違法又は不法な行為を助長する可能性のある相談であると当拠点が判断した場合
16. 当拠点の業務運営に支障をきたすと事務局が判断した場合